平成２４年（フ）第２６９号
愛知県大府市共和町６丁目233番地の１
ファミール共和102号
債務者　森　　芳隆
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１３４号
愛知県瀬戸市仲郷町90番地
債務者　藤井　千代
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１５４号
名古屋市中川区荒子１丁目179番地　ユグドラシル301号、従前の住所長野県下伊那郡豊丘村大字神稲4714番地２
債務者　畑中　美穂
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４９号
福岡県久留米市上津町2192番地831　シャトレＭ・Ｓ弐番館104号
債務者　満元　圭介
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第９７号
北海道苫小牧市字錦岡452番地の48
債務者　羽賀　金一
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１０３号
北海道苫小牧市桜木町２丁目31番24―504号
債務者　小嶋　雄大
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２７７号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山１丁目２番30号、従前の住所宮城県塩竈市字庚塚23番地
債務者　小野　　浩
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
宮城県亘理郡亘理町逢隈神宮寺字一郷221番地３
債務者　檜野　　勇
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４２７号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目３番地７ティアラコート103、従前の住所宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目６番地９
債務者　齋藤　　裕
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４４８号
仙台市若林区遠見塚３丁目３番４号　三啓コーポ203
債務者　小西　　長
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
宮城県気仙沼市松崎北沢43番地72
債務者　武藤　史子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第２４号
宮城県気仙沼市唐桑町馬場152番地１
債務者　大泉きく子（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第２６号
宮城県気仙沼市本町２丁目７番139号
債務者　佐々木ふじ子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第１２８号
茨城県つくば市下横場248番地10
債務者　太田屋優海
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０号
茨城県土浦市上高津935番地３　託老所ＡＳＵＫＡ内、住民票上の住所千葉県柏市篠籠田1392番地43　メゾン柏ウエストＢ―102号
債務者　小林　　章
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８号
茨城県土浦市大畑1489番地１
債務者　加藤　圭一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２号
茨城県石岡市茨木１―17―21　横倉住宅２号、住民票上の住所茨城県石岡市国府２丁目５番30号
債務者　鈴木すみ江
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係